

## 労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

対象期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

1. 派遣労働者の数 3 人
2. 派遣先の数 4 社
3. マージン率 32.5%  
※ マージンの中には福利厚生費・法定福利費・研修教育費・会社維持費などが含まれます。
4. 教育訓練に関する事項
  - ①ビジネスマナー研修
  - ②守秘義務研修
  - ③スキルアップ研修
5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額  
35,364 円（1 日 8 時間換算）
6. 派遣労働者の賃金の額の平均額  
23,866 円（1 日 8 時間換算）
7. 労使協定締結の有無  
労使協定の締結無し
8. その他  
福利厚生に関する事項
  - ①各種社会保険（労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険）
  - ②定期健康診断受診
  - ③慶弔見舞金
  - ④特別休暇
  - ⑤表彰制度
  - ⑥予防接種助成